

| | | | |
|-----|-----|------|-------|
| 部 長 | 事務長 | 成務係長 | 庶務係 員 |
| 加 配 | | | |

庶 寫

長崎県庶務部 第三一〇二総第三号の一二六
昭和三十一年五月十六日

各 市 町 村 長 殿
福祉事務所長 殿

長崎県民生労働部

旧國家總動員法に基き雇用され又は總動員業務に協力せられていた者に係る用慰金請求手続について

標記のことについては、昭和二十七年十二月四日援護第六一五号通知に基づき、長崎県に於て確認後それ〴〵事務処理を行つて来ましたが、自今は右通知による取扱いを廃止し、昭和二十八年十月二十八日援護第九〇七号通知による、個別進達として処理することになりましたから、これが事務処理に遺憾のないようお願いいたします。

なお従来と異なる点は左記の通りです。

記

一、従来は、死没者に對する資料の提出を求め、長崎県に於て確認し、該当者についてはそれぞれ確認通知を致しておりましたが、自今確認通知を併つことなく、用慰金請求書類に次のものを添附進達して下さい。

1. 被雇用者等の請求書に添附する書類

付受
昭和三十一年五月十八日